

第1回木曽地域の保護林設定検討部会

会議次第

平成27年10月7日 14:00～
中部森林管理局大会議室

1 開会

2 挨拶

3 委員の紹介

4 座長の選出

5 議事

(1) 部会の検討事項について

(2) 新たな保護林制度について

(3) 木曽地域における保護林の設定検討について

(4) その他

6 閉会

木曽地域の保護林設定検討部会

委員名簿

所 屬 等	氏 名	
中津川市 市長	青山 節児	(欠)
中日新聞社 論説委員	飯尾 歩	(欠)
池田木材株式会社 代表取締役社長	池田 聰寿	
信州大学農学部 教授	植木 達人	
和歌山大学観光学部 教授	大浦 由美	
鳥取大学農学部附属フィールドサイエンスセンター教授	大住 克博	
信州大学農学部 教授	岡野 哲郎	
東京農業大学短期大学部 助教	下嶋 聖	
国立研究開発法人森林総合研究所四国支所 産学官連携推進調整監	杉田 久志	
上松町 町長	田上 正男	(欠)
木曽官材市売協同組合 理事長	野村 弘	
付知町まちづくり協議会 会長	早川 正人	
信濃毎日新聞社 編集委員	増田 今雄	
岡山大学 理事・副学長	山本 進一	(欠)
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	山本 博一	
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山 隆一	

※五十音順 敬称は略させていただきます。

平成27年10月7日(水) 14:00 ~
中部森林管理局 大会議室

配席図

座長

荷物置き場
杉田 久志委員 (独立研究開発法人 森林総合研究所 四国支所 産学官連携推進調査室)
野村 弘委員 (木曽官材市売協同組合 理事長)
早川 正人委員 (付知町まちづくり協議会 会長)
増田 今雄委員 (信濃毎日新聞社 編集委員)
山本 博一委員 (東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授)
横山 隆一委員 (公財)日本自然保護協会 参事)

荷物置き場
下嶋 聖 委員 (東京農業大学 助教)
岡野 哲朗委員 (信州大学 教授)
大浦 由美委員 (和歌山大学 准教授)
大住 克博委員 (鳥取大学 教授)
植木 達人委員 (信州大学 教授)
池田 聰寿委員 (株)池田木材 代表取締役社長)

技術普及課長	資源活用課長	企画調整課長	保全課長	森林整備部長	計画保全部長	企画官 (森林資源評価)	流域管理指導官
--------	--------	--------	------	--------	--------	-----------------	---------

木曾森林ふれあいセンター所長	森林技術・支援センター所長	東濃森林管理署長	南木曾支署長	企画官 (供給戦略)	木曾森林管理署長	計画調整官	生態系保全係長
----------------	---------------	----------	--------	---------------	----------	-------	---------

						経営計画官	森林施業調整官
局署職員席							

傍聴席				報道席			

出入口

第1回木曽地域の保護林設定検討部会 配付資料一覧

議事次第

木曽地域の保護林設定検討部会 委員名簿

座席表

資料1 保護林制度の改正についての林野庁長官通達

資料2-1 中部森林管理局保護林管理委員会の運営要領

資料2-2 中部森林管理局保護林管理委員会の委員名簿

資料3-1 木曽地域の保護林設定検討部会の運営について

資料3-2 木曽地域の保護林の設定に係る委員会について

資料3-3 当面のスケジュール(案)について

資料4 新たな保護林制度について

4-1 保護林の種類と推移

4-2 保護林の現状

4-3 保護林制度改正のポイント

4-4 保護林の種類の比較

資料5 「木曽悠久の森」について

5-1 「木曽悠久の森」の概要

5-2 「木曽悠久の森」位置図

5-3 「木曽悠久の森」区域内の人工林・天然林別の分布図

5-4 「木曽悠久の森」区域内の既存の保護林一覧

5-5 「木曽悠久の森」区域内の「レクリエーションの森」一覧

5-6 「木曽悠久の森」区域内のフィールドの提供箇所一覧

5-7 「木曽悠久の森」区域内の分収育林・分収造林一覧

資料6 生物群集保護林と「木曽悠久の森」の比較

資料7-1 新たな保護林の設定検討素案作成に当たっての考え方(案)

資料7-2 新たな保護林の設定検討素案

資料8 保護林制度等に関する有識者会議報告

資料1

27林国経第49号
平成27年9月28日

中部森林管理局長 殿

林野庁長官

保護林制度の改正について

保護林制度は、「保護林設定ニ関スル件」(大正4年6月9日付け林第144号山林局通牒)をもって発足し、以来、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担い、先駆的な森林等の保護制度として機能してきた。

以降、森林保護に対する国民の要請の高度化・多様化に伴い、それに適応した取扱いを行ってきたところではあるが、近年の生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法の進歩、保護林の簡素で効率的な管理体制の構築の必要性等を踏まえ、別紙のとおり保護林設定管理要領を定めたので、これに基づき保護林の設定を行うとともに、既存の保護林の再編を図られたい。

また、保護林については、積極的な広報活動を通じて国民の理解を深めるとともに、学術の研究、自然観察教育等の場として、その積極的な活用を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「保護林の再編・拡充について」(平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達。以下「旧保護林通達」という。)を廃止する。

また、旧保護林通達の廃止に伴い、保護林に関連する各種委員会及び旧保護林通達に基づき設置されている保護林については、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知されたい。

記

1. 本通知施行時に旧保護林通達及び「国有林野における緑の回廊の設定について」(平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通達)に基づき設置されている保護林に関連する各種委員会の取扱いについては、平成27年度末までの間、なお従前の例による。
2. 本通知施行前に設定した保護林の取扱いについては、当該保護林が本通知により再編されるまでの間、なお従前の例による。

別紙

保 護 林 設 定 管 理 要 領

第1 趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

第2 用語の定義

この要領における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 原生的な天然林

伐採記録がない又は伐採記録がない近傍区域と同様の林況を示す天然林。

なお、上層木、下層植生等の一部に人為、移入種等による影響が生じている天然林であっても、当該天然林が特に保護・管理すべき固有の森林生態系を構成している場合はこれに含む。

2 復元

世界的な価値を有しているものの、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及び技術的手法を定め、それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通じて、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること。

3 モニタリング

設定後の保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため「保護林等整備・保全対策実施要領」（平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通達）に定められている「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査

第3 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、生物群集保護林及び希少個体群保護林に区分するものとする。

第4 保護林の設定及び管理

1 森林生態系保護地域

(1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの（ただし、島しょ、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ヘクタール以上の規模を有するものとする。）のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。

なお、設定する区域には、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるるものとする。

(3) 地帯区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。

ア 保存地区は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することができる相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術的研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為（(イ)に掲げるものを除く。）

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

- (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
- (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
- (カ) 標識類の設置等
- (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) その他

- ア 森林生態系保護地域に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐及び漸伐（以下「皆伐等」という。）による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。
- イ 森林生態系保護地域の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

2 生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。

- ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの

- イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの

なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

- ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することができる相応な人工林を含めるものとする。

(4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術的研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ((エ)に掲げるものを除く。)

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術的研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

(オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出

(カ) 標識類の設置等

(キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) 復元

復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりとする。

ア 復元計画の策定

森林管理局長は、第6の2の(2)の規定により設置される保護林復元部会の意見を踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。

(ア) 復元の意義・目的

(イ) 対象森林の現況と目標林型

(ウ) 復元対象区域

(エ) 復元手法・取組方針

(オ) 実行管理体制

イ 林野庁との調整

森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して林野庁長官の意見を聴くものとする。

ウ 情報の発信

地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的に開催し、復元に向けた取組、蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。

(6) その他

ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

3 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群（以下「個体群」という。）の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定することができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群の存続に必要となる更新適地等に配慮するものとする。

ア 希少化している個体群

イ 分布限界域等に位置する個体群

ウ 他の個体群から隔離された同種個体群

エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群

オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群

カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群

キ その他保護が必要と認められる個体群

なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保護するこ

とを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。

(ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。

(イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。

イ 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術的研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ((エ)に掲げるものを除く。)

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術的研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

(オ) 標識類の設置等

(カ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(4) その他

ア 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。

イ 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。

ウ 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響(エッジ効果)が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。

第5 モニタリング

1 森林管理局長は、モニタリング、その他簡素な現況調査により既に設定した保護林の状況を的確に把握するものとする。

2 モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施するものとする。

(1) 5年未満ごと

近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林

(2) 5年ごと

- ア 遷移の途中段階にある保護林
- イ 復元を行っている保護林
- ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林
- エ 保護林外部からの影響を受けている保護林
- オ 鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林
- カ 温暖化による影響が顕著にある保護林
- キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林

(3) 10年ごと

- (1) 及び(2)に該当しない保護林

- 3 モニタリングは、国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行うものとする。
- 4 植生が極めて安定している等大きな変化が想定されない保護林については、予定されているモニタリングの実施の前年度における第6の1の規定により設置される保護林管理委員会において、翌年のモニタリングの必要性の有無について意見を聴いた上で、次期モニタリング周期においてモニタリングを実施することができるものとする。
- 5 モニタリング等により保護林の状況に変化が確認された場合は、速やかに第7の3の規定による手続による変更等を行うものとする。

第6 保護林管理委員会

1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、意見を求めるものとする。

2 管理委員会の構成及び部会等の設置

(1) 管理委員会の構成

管理委員会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森林管理局長が選任した者で構成するものとする。

(2) 部会等の設置

森林管理局長は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができるものとする。

ただし、復元を行おうとする場合には、森林管理局長は、管理委員会の下に保護林復元部会（以下「復元部会」という。）を復元対象保護林ごとに設置するものとする。復元部会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体、地域の関係者等のうち、森林管理局長が選任した者で構成し、復元

すべき目標林型、復元手法等について検討するものとする。

3 留意事項

- (1) 二以上の森林管理局の管轄区域にわたる事項を検討する場合には、関係する森林管理局の管理委員会を合同で開催すること等により十分に意思疎通を図り、事項に係る取扱いの統一を図るものとする。
- (2) 森林管理局長は、簡素で効率的な管理体制の下で保護林の保護・管理を行うため、管理委員会の下に置く部会等については必要最小限とするものとする。

第7 保護林管理方針書

1 作成

森林管理局長は、保護林を設定しようとする場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに次の事項を内容とする保護林管理方針書（以下「管理方針書」という。）（別紙様式）を作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 面積
- (3) 設定年月日、変更年月日
- (4) 位置及び区域（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区のそれぞれの位置及び区域）
- (5) 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- (6) 保護・管理及び利用に関する事項
- (7) モニタリングの実施間隔及び留意事項
- (8) 法令等に基づく指定概況
- (9) その他留意事項

2 取扱い

管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱うものとする。

3 変更

保護林に係る状況に変化が生じた場合は、管理方針書にその内容を反映するものとし、必要に応じて保護林の変更又は廃止の手続を執るものとする。

第8 民有林との連携

- 1 設定しようとする保護林が民有林と隣接又は近接し、一体として森林生態系の保護・管理を行うことが可能となる場合には、あらかじめ関係地方公共団体等に対して当該保護林の目的、保護・管理手法等を説明し、必要に応じて助言を行い、保護・管理水準の確保に努めるものとする。
- 2 民有林内に分散している国有林を保護林に設定しようとする際、民有林において国有林と同等の管理水準が確保される場合には、分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とすることができるものとする。

第9 國際基準への対応

原則として全ての保護林について、國際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、世界各国の保護地域に関する情報が集計されている国際的なデータベースへの登録を進めていくものとする。

第10 その他

- 1 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、各保護林の要件を満たす場合には保護林の設定を行い、国有林野事業としての位置付けを明確にした上で、適切な保護・管理を行うものとする。関係する省庁、地方自治体等とは必要に応じて情報交換を行い、一体的な保護林の保護・管理に努めるものとする。
- 2 保護林制度、管内保護林の概況等に関して積極的に国民に情報発信を行い、国有林の取組に対する国民の理解を深めるものとする。特に保護林内で森林施業を行う場合には、あらかじめその目的、計画等について科学的な根拠を提示するなど丁寧に情報を発信するものとする。
- 3 森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。名称は、その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付した名称とするものとする。
- 4 森林管理局長は、管理方針書を森林管理署長、支署長、森林管理事務所長、森林技術・支援センター所長、森林生態系保全センター所長及び森林ふれあい推進センター所長（以下「森林管理署長等」という。）に周知徹底するとともに、常に保護林の現状を把握し、その適切な保護・管理が行われるよう、森林管理署長等を指導するものとする。
- 5 それぞれの保護林におけるモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発活動等については、民間のボランティア活動により実施することができるものとする。
- 6 森林管理局長は、保護林の適切な保護・管理のために専門的知見を有する人材を育成するものとする。

管理方針書

別紙様式

名称			
面積		設定年月日	
位置及び区域		変更年月日	
(森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)			
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項			
保護・管理及び利用に関する事項			
モニタリングの実施間隔及び留意事項			
法令等に基づく指定概況			
その他留意事項			

記載要領：

1 保護林1箇所ごとに管理方針書を作成する。

2 名称は、その保護の対象がわかりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関する地名、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林には地名及び保護対象野生生物名のみを付した名称とする（例：〇〇山周辺森林生態系保護地域、〇〇川生物群集保護林、〇〇（地名）△△（野生生物名）希少個体群保護林）。なお、保護林再編に際し、旧林木遺伝資源保存林が希少個体群保護林（野生生物名）希少個体群保護林）のこととする（例：□□（樹種名）遺伝資源 希少個体群保護林）。ただし、旧林木遺伝資源保存林が他の森林生態系保護地域や生物群集保護林に統合された場合にはこの限りでない。

3 変更年月日は、面積、管理方針等の異動が発生した時点を記載する。保護林再編が行われた際に名称等が変更された場合は、再編が反映された国有林野施業実施計画開始年月日（〇〇年4月1日）を記載する。

4 保護林の位置及び区域については林小班単位で示すものとする。林小班数が多い場合には、施業実施計画図等指定林小班が判別できる図等を添することで代えることができる。

5 保護・管理を図るべき森林生態系・個体群は、対象となる野生生物名及びその現況（保護状態、生息状況等）も含めて具体的に記載する。希少個体群保護林については、保護林設定管理要領第4の3の(2)に掲げる項目（ア：希少化している個体群 イ：分布限界域等に位置する個体群 ウ：他の個体群から隔離された同種個体群 エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群 オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 カ：温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 キ：その他保護が必要と認められる個体群）のうち、該当するものを記載する（複数可）。なお、保護林再編に際し、旧森林生物遺伝資源保存林及び旧林木遺伝資源保存林が新たに保護林に移行・統合等された場合には、遺伝資源の所在の継続的な把握のため、移行・統合される以前の保護林の名称並びにその保護対象野生生物名及び所在区域（林小班等）を明示する。

6 保護・管理及び利用に関する事項は、これまでの保護・管理事業等の経過及び今後の保護・管理及び利用の方針を記載する。

7 モニタリングの実施間隔は、保護林の状況に応じて下記基準に照らしつつ検討し記載する。

- (1) 5年未満ごとにモニタリング：近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林
- (2) 5年ごとにモニタリング：遷移の途中段階にある、復元を行っている、保護対象の個体群の持続性に問題がある、保護林外部からの影響を受けている、鳥獣・病害虫及び移入種による影響が顕著にある、温暖化による影響が顕著にある、モニタリング時に該当しない保護林
- (3) 10年ごとにモニタリング：(1)及び(2)に該当しないモニタリング

モニタリングの留意事項は、モニタリング実施時に特に留意すべき調査項目、対象等について必要に応じて記載する。

8 法令等に基づく指定概況は、保護林内における保安林、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、天然記念物、ラムサール条約湿地、世界遺産、エネスコエコパーク及びジオパーク等の指定概況について具体的に記載する。

9 その他留意事項は、当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等を具体的に記載する。また、当該保護林の名称変更・統合等に関する履歴についても、直近のものだけでなく過去のものも含めて網羅的に記載する。

中部森林管理局保護林管理委員会 運営要領

第1 趣旨

この要領は、「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林野経第49号 林野庁官通知) 第6の1の規定に基づき設置された保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 所掌事務

管理委員会は、中部森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関する生物多様性の保全についての検討を所掌する。

第3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から中部森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 管理委員会は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会を設置することができる。

第4 運営

- 1 管理委員会の開催は、中部森林管理局長が招集する。
- 2 管理委員会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、議事を運営する。
- 5 委員長は、管理委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 6 管理委員会は、部会が設置されている場合には、必要に応じ部会の委員の出席を求めることができる。
- 7 管理委員会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 8 管理委員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 管理委員会の議事は、原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができます。
- 10 管理委員会の議事概要については、中部森林管理局のホームページを通じて公開する。

第5 事務局

管理委員会の事務局は、中部森林管理局計画課において行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

附則 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

中部森林管理局保護林管理委員会 委員名簿

所 屬 等	氏 名
岐阜県林政部森林整備課 課長	岩月 保樹 いわつき やすき
信州大学農学部 教授	植木 達人 うえき たつひと
国立研究開発法人 森林総合研究所 林木育種センター遺伝資源部 部長	生方 正俊 うぶかた まさとし
富山大学芸術文化学部 准教授	奥 敬一 おく ひろかず
公益財団法人 日本野鳥の会長野支部 幹事	小宮山 義光 こみやま よしみつ
一般財団法人 自然学総合研究所 所長	西條 好迪 さいじょう よしみち
名古屋大学大学院生命農学研究科 教授	竹中 千里 たけなか ちさと
長野県木材共同組合連合会 理事	由井 正隆 ゆい まさたか

* (五十音別) 敬称は略させていただきます。

木曽地域の保護林設定検討部会の運営について

第1 趣旨

中部森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成27年10月1日施行）第3の4に基づき設置された部会の運営については、次のとおり定めるものとする。

第2 任務

部会は、「『温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組について』の制定について」（平成26年4月1日付け25例規第6号）により定めた、森林生物多様性復元地域(以下「木曽悠久の森」という。)を対象として、保護林の設定、変更及び廃止の検討を行う。

第3 運営

- 1 部会の開催は、中部森林管理局保護林管理委員会委員長が招集する。
- 2 部会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 地方自治体の長が部会の委員となっている場合には、代理を認めるものとする。
- 4 部会には座長をおき、委員の互選により選任する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長は、部会の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 7 部会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 8 部会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 9 部会の議事は、原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができます。
- 10 部会の議事概要については、中部森林管理局のホームページを通じて公開する。

第4 事務局

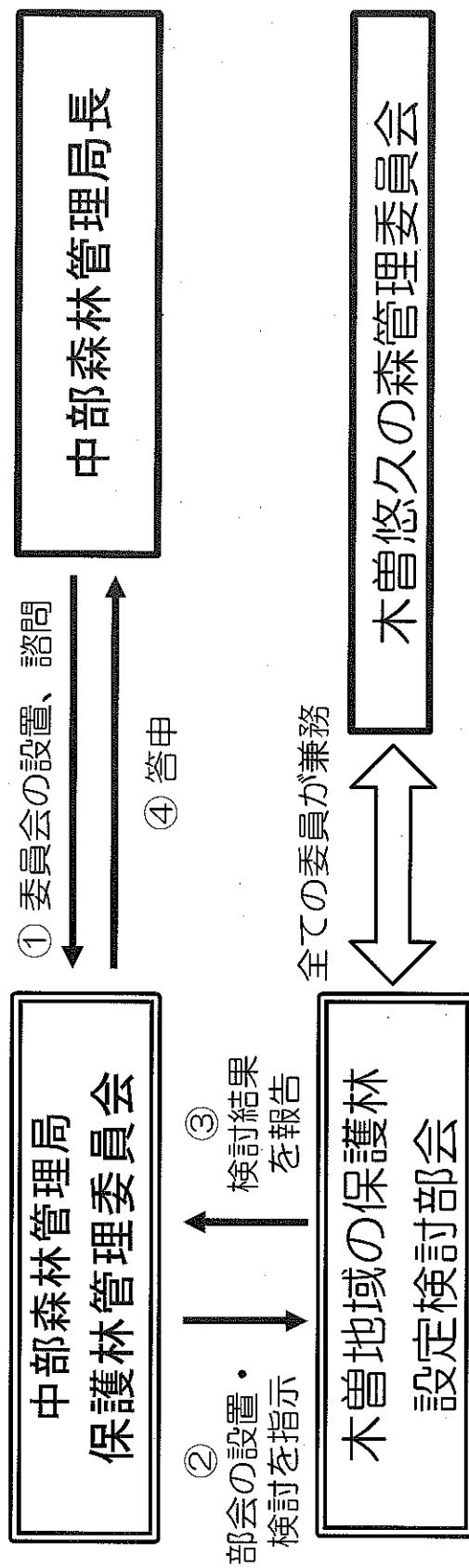
部会の事務局は、中部森林管理局計画課において行う。

附則1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

木曽地域の保護林の設定に係る委員会について

資料3-2

中部森林管理局



【役割分担】

○**保護林管理委員会** 中部森林管理局内における、保護林の設定・管理・モニタリングに関する事項、保護林に関する生物多様性に関する事項について検討し、森林管理局長へ意見を提出する。

○**木曽地域の保護林設定検討部会**

木曽地域における保護林の設定・変更・廃止について検討（保護林管理方針書(案)の作成）し、その結果を保護林管理委員会へ報告する。

○**木曽悠久の森管理委員会** 「森林生物多様性復元地域（木曽悠久の森）」における、具体的な森林の取り扱い方針やモニタリングの内容、長期にわたる取組を進める中で生じる様々な事業について、意見調整や分析・討議等を行い、森林管理局長へ意見を提出する。

当面のスケジュール（案）

中部森林管理局

【資料3-3】

予定月日	保護林管理委員会	木曽谷森林計画区・木曽川森林計画区に係る森林計画の策定等
平成27年 10月1日	第1回 保護林管理委員会の開催	
10月7日	第1回部会の開催	
12月2日	第2回部会の開催	
12月10日	第2回 保護林管理委員会の開催	地域管理経営計画と施業実施計画の変更計画書（素案）の作成
12月中旬		地域管理経営計画と施業実施計画の変更計画書（案）の公告総覽
平成28年 3月中旬		地域管理経営計画と施業実施計画の変更計画書の公表
平成28年度～	保護林管理委員会の開催	中部森林管理局管内全休の保護林の再編検討

新たな保護林制度について

平成27年10月7日

林野庁 中部森林管理局



国民の森林・国有林

保護林の種類と推移

○大正4年 山林局通牒「保護林設定ニ関スル件」

- ・学術参考保護林
- ・風致保護林
- ・その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

○平成元年 林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」「保護林設定要領」

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討会
(平成20年12月～21年7月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産
の保護担保

○平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- ・森林生物遺伝資源保存林の改正(局設定可能)
- ・モニタリング規定追加
- ・有識者による保全管理委員会の規定追加 等

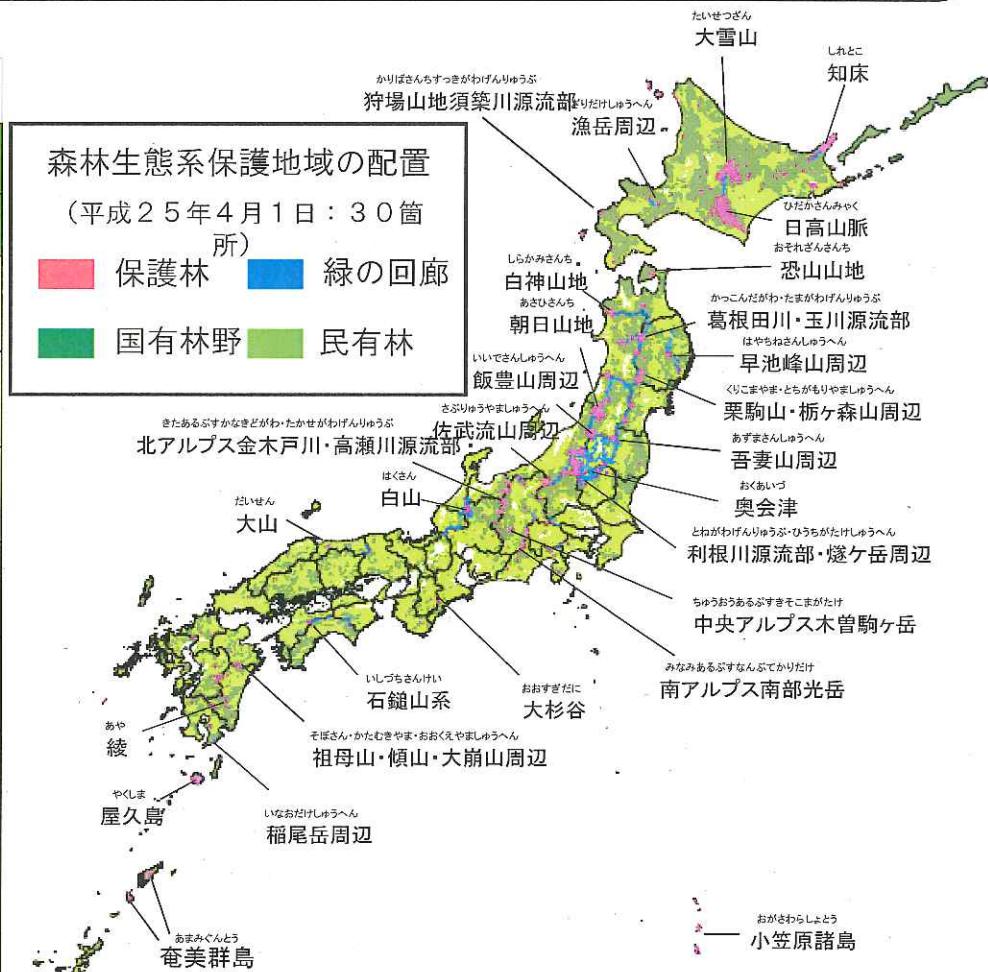
保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～27年3月)

○平成27年 「保護林設定要領」改正(平成27年9月28日)

保護林の現状

- 「保護林制度」は、国有林において、大正4年に発足した先駆的な自然環境の保全制度。原生的な森林生態系等を厳格に保全・管理する「森林生態系保護地域」など、目的に応じて7種類の「保護林」を設定。
- 平成25年4月1日現在、全国849箇所96万5千haを設定。中部森林管理局管内、141箇所10万2千haを設定。

保護林の種類	目的	全 国		中部局	
		箇所数	面積(千ha)	箇所数	面積(千ha)
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	30	655	5	30
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	15	75	0	0
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	320	9	32	1
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	372	161	64	33
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地繁殖地の保護	39	23	3	1
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地等の特殊な地形・地質の保護	33	37	25	36
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	40	4	12	1
合 計		849	965	141	102



注1：平成25年4月1日現在の数値である。

2：計の不一致は四捨五入による。

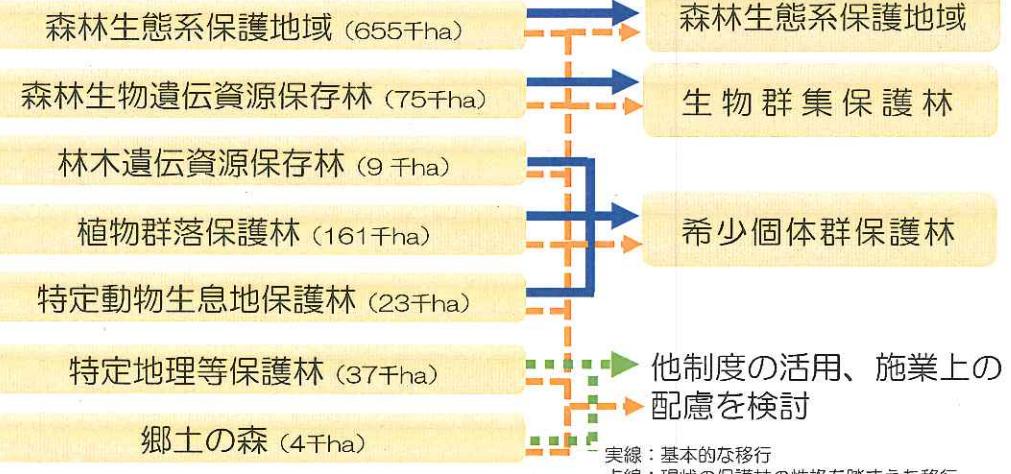
保護林制度改正のポイント

資料4-3

趣旨：生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha



2. 管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

○○森林生態系保護地域設定委員会
△△森林生物遺伝資源保存林設定委員会
■■緑の回廊設定委員会
XXモニタリング委員会
※※希少種委員会

○○森林管理局
保護林管理委員会
※必要に応じて部会等を設置

②モニタリング実施間隔の変更

全ての保護林について、原則として5年に一度のモニタリング調査

保護林の状況に応じて、モニタリング実施間隔を5年未満、5年、10年に変更

管理体制の簡素・効率化

生物多様性保全手法の高度化

3. 復元の導入 (生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえつつ、長期にわたる森林施業等を実施

長期にわたる森林施業等を実施し、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導



4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における擾乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ：
管理委員会での検討をふまえ、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群
生育・生息地
更新適地

保護林の種類と設定基準の比較

資料4-4

		森林生態系保護地域	生物群集保護林	希少個体群保護林
対象森林		我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林	地域固有の生物群集を有する森林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林
設定基準		・原生的な天然林を主体とし、原則2,000ha以上の区域	・自然状態が十分保存された天然林を主体とし、原則300ha以上の区域 ・自然状態が十分保存された天然林を中心に、復元の取組が見込まれる森林を含む、原則1,000ha以上の区域	野生生物個体群の存続に必要な条件を含む、原則5ha以上の区域
	地帯区分	保存地区 原生的な天然林を主体とする区域	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域	区分なし
取り扱い	保全利用地区	・保存地区と同質の天然林を主体とする区域 ・天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林も可	同 左	
	保存地区	人為を加えずに自然の推移に委ねる。	同 左	
	保全利用地区	・天然林は、人為を加えずに自然の推移に委ねる。 ・人工林は、育成複層林施業等が可。将来的には天然林へ移行。	同 左	
	行うことができる行為	学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由による行為、非常災害への対応、など	学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他の公益上の事由による行為、非常災害への対応、など	個体群の保護・増殖に必要な森林施業、学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由による行為、非常災害への対応、など
	復元	該当なし	復元計画の策定	該当なし

「木曽悠久の森」について

平成27年10月7日

林野庁 中部森林管理局



国民の森林・国有林

「木曽悠久の森」の概要

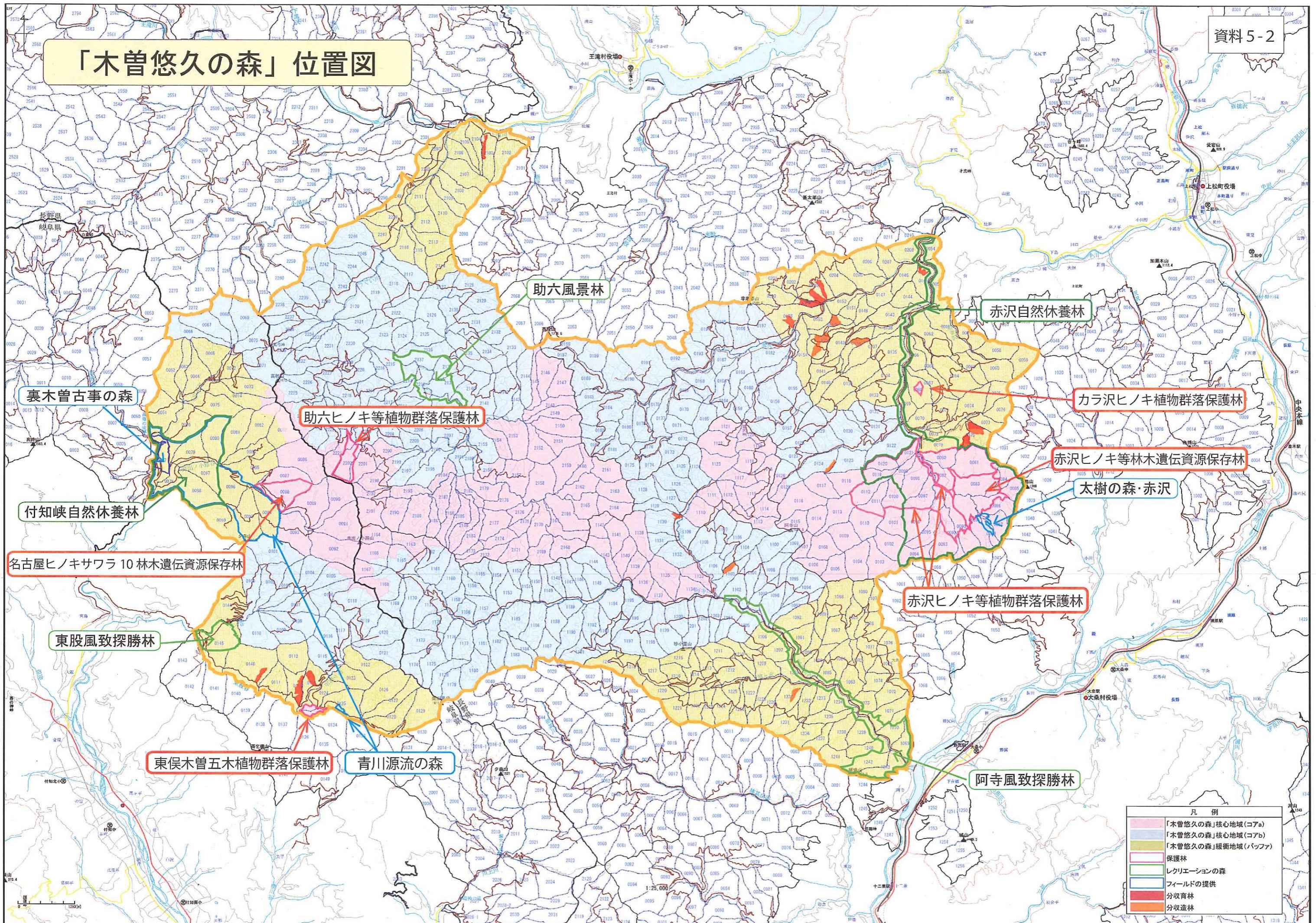
「木曽悠久の森」は、温帯性針葉樹林がまとまって分布するエリアをつなぐ形で、長野県上松町、王滝村、大桑村、岐阜県中津川市に至る国有林に設定しており、その面積はナゴヤドーム約3,500個分の16,579haに及びます。

区域内には、森林浴発祥の地として知られる「赤沢自然休養林」や、優れた渓谷美でキャンプや自然観察で知られる「付知峡自然休養林」が含まれ、広く国民の皆様にも利用されている地域です。

「木曽悠久の森」で実施する取組

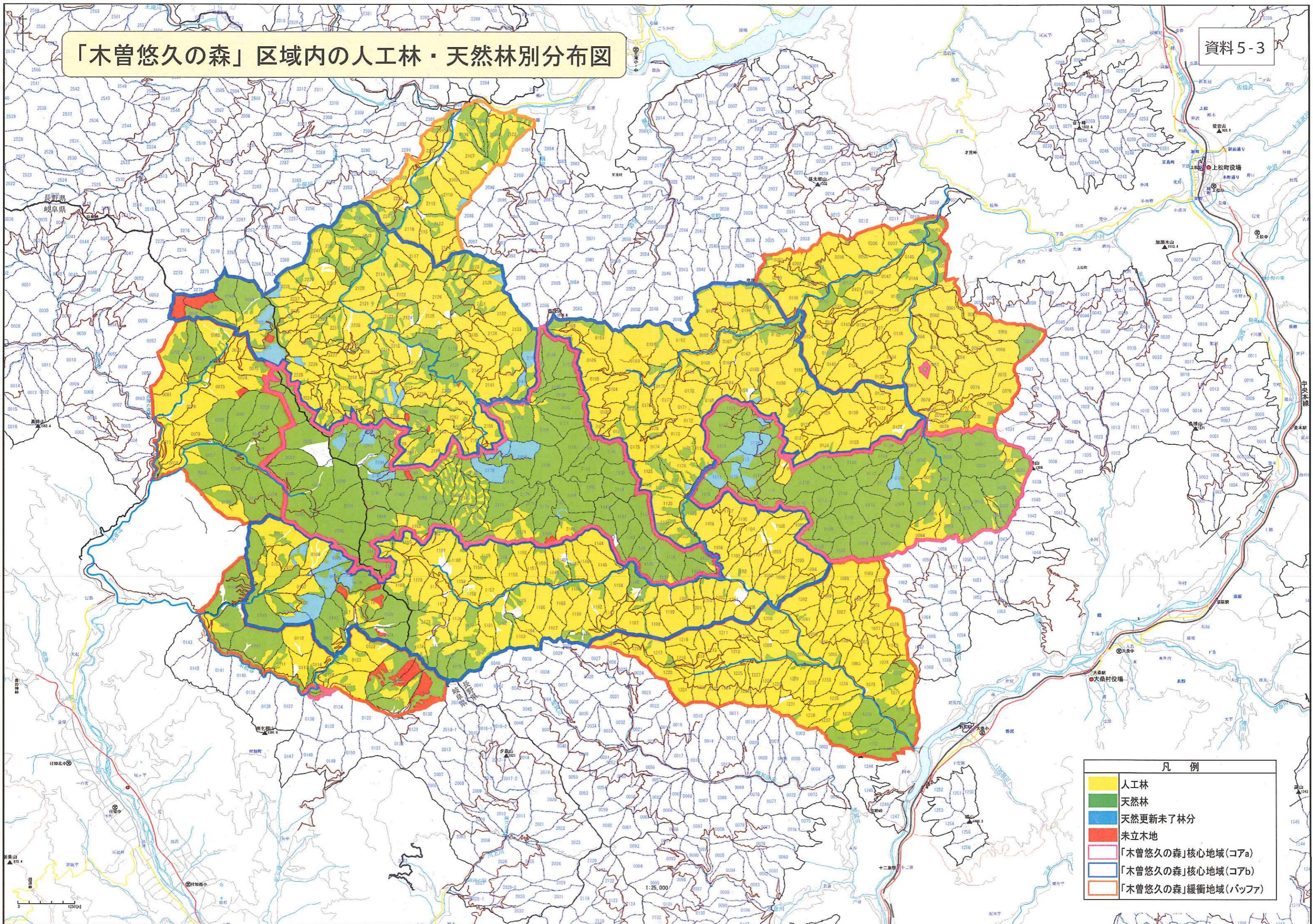
林野庁中部森林管理局では、世界的にも希少で貴重な存在となっているヒノキ、サワラ等の木曽五木を含む温帯性針葉樹林を「森林生物多様性復元地域」(愛称:木曽悠久の森)と設定し、天然林の保存を図りながら人工林を天然林に誘導していく取組を開始しています。

この取組は、数百年といった超長期に及ぶことから、現在、有識者からなる管理委員会を開催し、森林の取扱い等について検討しています。



「木曽悠久の森」区域内の人工林・天然林別分布図

資料 5-3



「木曽悠久の森」区域内の既存の保護林一覧

資料5-4

名称	保護林種	面積ha	設定目的
赤沢ヒノキ等林木遺伝資源保存林	林木遺伝資源保存林	81.10	・木曽ヒノキ・ヒバの天然林を遺伝資源として保存する。
名古屋ヒノキサワラ10林木遺伝資源保存林		44.16	・木曽ヒノキを主体に一部サワラが混成している天然林遺伝資源として保存する。
助六ヒノキ等植物群落保護林		29.36	・木曽ヒノキ、サワラを主とし、地質や土壌の違いに基づく植生の違いを良く示す森林として保護する。
赤沢ヒノキ植物群落保護林	植物群落保護林	332.8	・人為が加わって成林した典型的な木曽ヒノキの森林生態系を保護する。
カラ沢ヒノキ植物群落保護		3.70	・木曽ヒノキ天然林の原形状態が良く保存されている森林生態系を保護する。
東俣木曽五木植物群落保護林		8.59	・木曽ヒノキ、サワラ、ヒバ、コウヤマキ等がまとまって生育している区域を保護する。

「木曽悠久の森」区域内の「レクリエーションの森」一覧

資料5-5

名称	種類	面積ha	選定理由	選定年度
赤沢自然休養林	自然休養林	728.48	・日本三大美林の一つ。木曽ヒノキとその裾をまつわる清流、澄んだ空気、林業関係の展示などの施設とともに野外レクリエーションの場として適している。	昭和44年8月11日
付知峡自然休養林		521.74	・木曽ヒノキ、サワラ、シデ、カエデ等の針広混交の天然林と、人工林が優れた峡谷美を呈しており、自然観察等多様な森林レクリエーションの場として適している。	昭和46年9月23日
阿寺風致探勝林	風致探勝林	239.59	・飯盛山と阿寺渓谷入口は天然林、阿寺川沿いの道路沿線は高齢級のヒノキ人工林で溪流と一緒にした景観美をなしており、自然探勝、憩いの場として、保健休養の場に適している。	平成5年4月1日
東俣風致探勝林		44.82	・東俣谷の渓谷や不動滝と一緒にして優れた自然美を構成する森林で、自然探勝に適している。	平成5年4月1日
助六風景林	風景林	98.92	・断崖状の岩壁が広がる渓谷の豊かな清流と坊主岩・仏岩等が森林と一緒にして特異な景観をなしている。	平成5年4月1日
【自然休養林】	おおむね500haの規模を有する地域をレクリエーションの森の種類(自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林、風景林)に準じ、各ゾーン別に細分される。			
【風致探勝林】	湖沼、渓谷と一緒にして優れた自然美又は、史跡、名勝等と一緒にして潤いのある自然景観を構成している森林等であって、自然探勝等の森林内における休養活動に適した地域。			
【風景林】	名所、旧跡、社寺等の背景や景観展望地点等から望見される森林で、特に風致の維持に配慮する必要のある地域。			

「木曽悠久の森」区域内のフィールドの提供箇所一覧

資料5-6

名称	設定年度	面積ha	協定期間	目的
太樹の森・赤沢 (ふれあいの森)	平成11年度	6.87	平成28年度まで	「山と緑の協力隊」の活動の場として、人と緑を結ぶ市民参加による森と緑のボランティア活動を実施するため。
裏木曽古事の森 (木の文化を支える森)	平成16年度	23.20	平成29年度まで	貴重な歴史的建造物に必要な大径木の森づくりに取り組み、木の文化を未来に継承していくため。
青川源流の森 (多様な活動の森)	平成20年度	649.34	平成29年度まで	民間団体の多様な活動を推進するフィールドとして利用するため。

* 「協定締結による国民参加の森林づくりについて」（平成24年12月28日付け24林国管第112号林野庁長官通達）により、実施主体と森林管理署長等が協定を締結して行う活動である。

「木曽悠久の森」区域内の分収育林・分収造林一覧

資料5-7

契約種類	署	林班	小班	面積ha	契約期間			備 考
分収育林	木曽	78	ヘ	3.69	H2.10.30	～	H33.3.31	生育途上の森林を対象に、国以外の者が 樹木の持分の対価と保育・管理に要する費用 (育林費) の一部を負担し、契約期間満了時に分収木を販売してその収益を分収する。
	木曽	78	ろ	2.86	H3.11.28	～	H33.3.31	
	東濃	113	い1	2.9	H1.7.27	～	H35.3.31	
	東濃	113	ろ1	4.71	S62.12.23	～	H37.3.31	
	東濃	114	い1	4.85	S61.2.25	～	H21.3.31	
	木曽	145	い1	2.57	S63.11.30	～	H39.3.31	
	東濃	146	ろ1	4.46	S61.8.21	～	H26.3.31	
	木曽	198	は	3.62	S63.8.4	～	H31.3.31	
	木曽	199	い・ろ・に	5.93	H1.11.28	～	H32.3.31	
	木曽	203	は	4.77	S60.8.21	～	H31.3.31	
	木曽	203	に	3.82	S60.8.21	～	H31.3.31	
	木曽	2103	ろ	4.12	S61.9.25	～	H47.3.31	
	南木曽	1130	ろ	2.00	H8.12.24	～	H47.3.31	
	計			50.30				
分収造林	木曽	124	い	2.25	S59.12.24	～	H65.12.23	国以外の造林者が、契約に基づき国有林 に木を植え育て、成林後に伐採し、その収 益を国と造林者との間で分収する。
	木曽	78	ほ	3.28	H3.2.28	～	H83.2.27	
	木曽	78	い	2.56	H5.1.13	～	H81.1.12	
	木曽	139	ろ	4.30	H18.4.1	～	H98.3.31	
	木曽	149	い1	2.53	H7.4.4	～	H87.4.3	
	木曽	149	い2・わ	2.37	H7.11.17	～	H86.11.16	
	木曽	150	い	4.30	H12.1.1	～	H91.12.31	
	木曽	149	わ	3.14	H15.4.1	～	H90.3.31	
	南木曽	1230	り	2.63	S56.10.1	～	H73.9.30	
	南木曽	1103	い	3.25	H5.6.28	～	H82.6.27	
	計			30.61				

生物群集保護林と「木曽悠久の森」の比較

資料6

対象森林	生物群集保護林	「木曽悠久の森」
天 然 林	<ul style="list-style-type: none"> 人為を加えずに自然の推移に委ねる。 	<p>(コアa、コアb)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、人為を加えずに自然の推移に委ねる。 (バッファ) 天然下種更新により天然ヒノキ等の持続を図る。
人 工 林	<ul style="list-style-type: none"> 育成複層林施業等が可。 将来的には天然林へ移行。 	<p>(コアa、コアb)</p> <ul style="list-style-type: none"> 除伐、間伐等の施業を行い、天然林へ誘導する。 (バッファ) 木曽ヒノキとの代替可能性を見ながら伐期を定める施業など、画一性を排したより長期にわたる施業を行う。
レクリエーションの森	<ul style="list-style-type: none"> 国民の保健休養の用に供する森林であるため、保護林との重複は適切でない。 	赤沢自然休養林など5箇所 (1,291.82ha) が含まれている。
フィールドの提供箇所	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体や民間団体との協定に基づき林業体験等を行う場所であるため、保護林との重複は適切でない。 	青川源流の森など3箇所 (373.03ha) が含まれている。
分収育林・分収造林	<ul style="list-style-type: none"> 契約満了後に皆伐することを予定しているため、保護林との重複は適切でない。 	23箇所 (80.91ha) が含まれている。

新たな保護林の設定検討素案作成に当たっての考え方（案）

1 基本方針

- ・「木曽悠久の森」の取組を着実に推進するため、改正された保護林設定管理要領（林野庁長官通達）に基づき、世界的に分布が局限されている木曽ヒノキ等の温帯性針葉樹林を保存・復元することを目的として、自然状態が十分保存されている天然林を中心に、保護林を新たに設定すること。
- ・新設する保護林は、「木曽悠久の森」の区域内を検討対象とすること。
- ・「木曽悠久の森」の区域内の取扱いは、変更しないこと。

【要検討事項】

- ・「木曽悠久の森」の地帯区分、森林の取扱い等について、新設する保護林と整合するよう変更しなくてもよいか。

2 保護林の種類

- ・既設の保護林は、全て廃止すること。
- ・新設する保護林の種類は、「復元」の取組ができるようにするために、「生物群集保護林」とすること。

【要検討事項】

- ・新設する保護林に包含されないこととなる既設の保護林が生じるがよいか。

3 保護林の区域

- ・新設する生物群集保護林の保存地区は「木曽悠久の森」の核心地域（コアa）と、同保全利用地区は「木曽悠久の森」の核心地域（コアb）と、それぞれ一致させることを基本とすること。
- ・「木曽悠久の森」の緩衝地域（バッファ）は、特別な配慮をしつつも、天然林への誘導を目指さない施業も認めているため、保護林の区域としないこと。

【要検討事項】

- ・保全利用地区で保存地区を全て取り囲めないがよいか。

- ・分収育林と分収造林は、契約に基づく皆伐を予定しているため、保護林の区域にしないこと。

【要検討事項】

- ・分収育林と分収造林の契約満了後（皆伐後）には、保護林として追加設定してもよいのではないか。

- ・レクリエーションの森は、国民の保健休養のために積極的に利用する森林であるため、保護林の区域にしないこと。

- ・赤沢自然休養林に隣接する100林班（22.26ha）は、天然更新技術の観察・教育効果が高いことなどから、今後レクリエーションの森として設定のうえ施設整備することを想定し、保護林の区域にしないこと。

【要検討事項】

- ・赤沢自然休養林内の千本立、奥千本地区などの貴重な箇所の取扱いをどうするか。

- ・助六風景林は、レクリエーションの森として設定しておくよりも保護林として設定すべきではないか。

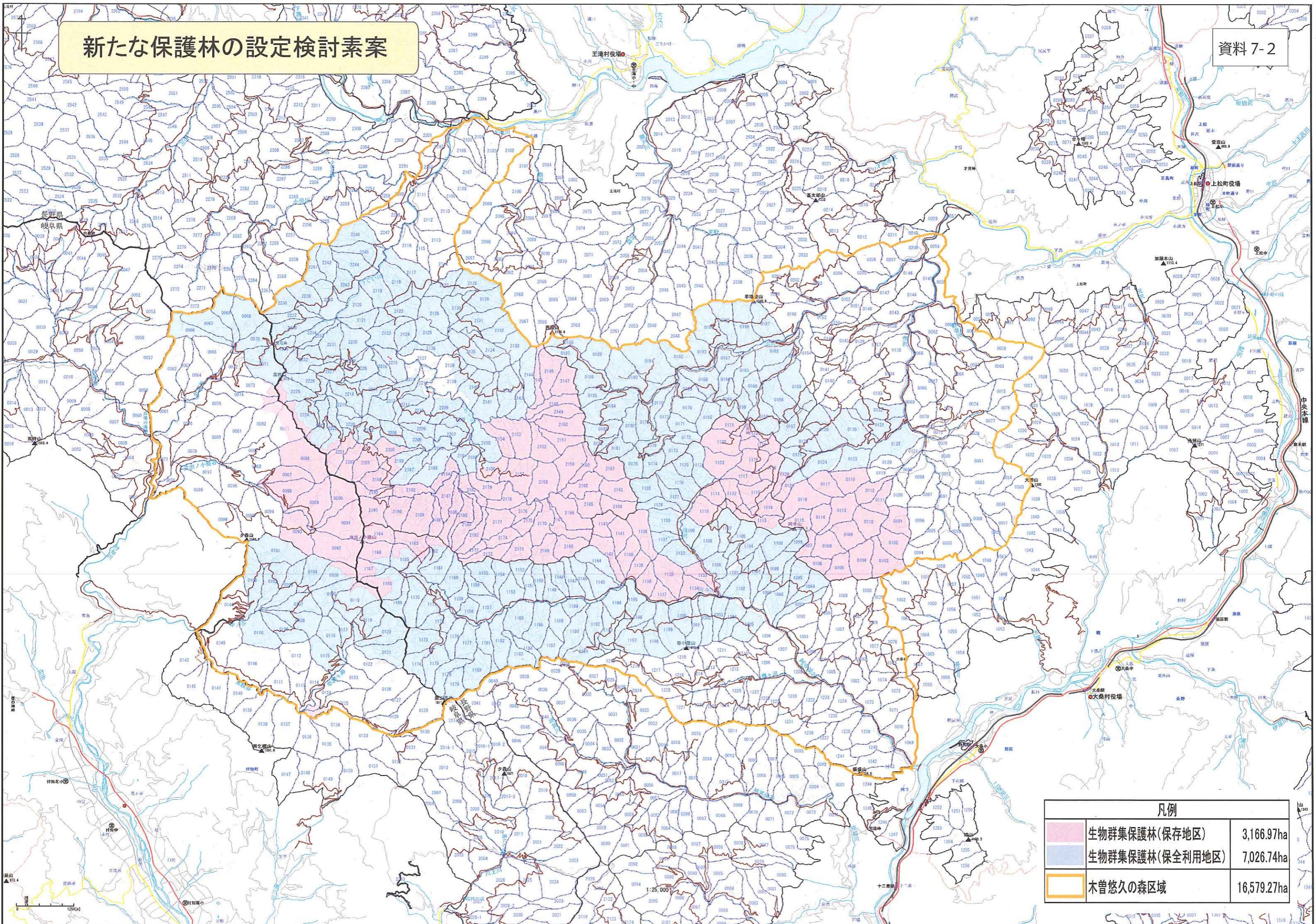
- ・国民参加の森づくりとしてのフィールドの提供箇所は、林業体験等を行う場所として利用する森林であるため、保護林の区域にしないこと。

【要検討事項】

- ・国民参加の森づくりの活動によって、「復元」のための作業を行うことができないか。

新たな保護林の設定検討素案

資料 7-2



保護林制度等に関する有識者会議

報告

平成 27 年 3 月

保護林制度等に関する有識者会議

目 次

はじめに

1 保護林制度に関する提言

- (1) 保護林区分の再構築
- (2) 復元の考え方の導入
- (3) 気候変動など新たな脅威への対応
- (4) 民有林との連携

2 保護林の管理手法に関する提言

- (1) 管理体制の再構築に向けた取組

- ア 専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制
- イ 國際基準への位置付け
- ウ モニタリング
- エ 人材育成

- (2) その他

- ア 国民に対する丁寧な説明
- イ 他省庁との連携

(参考 1)

- (1) 保護林の歴史
- (2) これまでの成果

(参考 2)

保護林制度等に関する有識者会議について

はじめに

平成元年の保護林制度の改正から四半世紀が経過した。この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法は大きく進歩するとともに、保護地域に関する国際的な目標や基準が設定されるなど、保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

保護林制度等に関する有識者会議（以下「本会議」という。）は、これら状況の変化を受けて、保護林の設定状況や保全管理状況における課題等を点検整理するため、林野庁長官の依頼により、平成26年6月以降5回に渡り開催され、議論と検討を重ねてきた。

本報告書は、本会議での議論と検討を踏まえ、今後の保護林制度のあり方について基本となる指針を提言するものである。

本報告書における提言が今後の保護林制度に反映されることを期待する。

1 保護林制度に関する提言

(1) 保護林区分の再構築

平成元年の保護林制度改正により、保護林は7区分となった。この中には、森林生態系保護地域と森林生物遺伝資源保存林のように、面積規模や管理手法が似ているため互いの違いが分かりにくいものや、多様な国有林管理が行われるようになってきたため保護林としての存在意義が薄れつつある郷土の森も含まれる。また、大規模な植物群落保護林や特定地理等保護林を森林生態系保護地域の代替として機能させている事例があることなど、保護林の区分および実際の設定箇所や管理手法が必ずしも適切でない場合もある。さらに、小さくとも地域特有の森林生態系（ローカルホットスポット）の保全、持続性に問題のある危機的な個体群^{*1}の保全など、保護林に対する新たな課題への対応が求められるようになってきた。

このような様々な課題に対応できる保護林制度とするため、保護林区分は、森林生態系や個体群の持続性に着目した、分かりやすく効果的な区分に再構築することが望ましい。具体的には、①我が国の気候帯を代表する原生的な森林、②地域固有の森林生態系を有する森林、③希少な野生生物の生育・生息に必要となる森林、に区分することが考えられる。なお、これらの区分以外でも、保護林区分を設ける必要がある場合は、他の制度との兼ね合いを勘案しながら、必要に応じて検討することが望ましい。

再構築に際しては、人為による積極的な管理を含む、保護林の価値や持続性を向上させるための新たな管理の考え方について検討することが望ましい。具体的には、特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石地等）を保護林として保全する考え方^{*2}、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方^{*3}、個体群の生育・生息に必要な面積を確保する考え方などである。

※1：個体群

一定の時間と空間内に生活する同種からなる個体の集まり。

※2：特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石地等）を保護林として保全する考え方

希少な野生生物の生育・生息地となっている等、地域の生物多様性にとってかけがえのない存在と考えられる草地、湿地、高山帯、岩石地等については、成立原因を見極めた上で、必要な場合には人為を加えながら保護林として適切に管理すること。

※3：野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方

目的とする野生生物の消失が懸念される危機的な保護林（危機保護林）については、危機保護林を中心に、例えば、周囲に点在する遺伝的な関係性を持つ小規模な個体群や今後更新が見込まれる更新適地等を同一の保護林として設定することにより、適切に管理すること。

(2) 復元の考え方の導入

現在の保護林の管理は、貴重な森林生態系に対し人為を加えず自然の推移に委ねる「保存（Preservation）」や、現状を維持する「保護（Protection）」を原則としており、失われた森林生態系を「復元（Restoration）」することは想定していない。しかし、保護林の中には、人為の影響を受けて成立した森林、また、孤立化等のため、自立的復元力を失った森林も存在する。これら実態を踏まえ、保護林制度に復元の考え方を導入し、保護林管理における質の向上に取り組むことが望ましい。

復元に当たっては、目標林型を明確にし、復元プロセスを科学的知見に基づき進める必要がある。復元の技術的手法を模索しながら取り組む必要があるため、専門家の意見を踏まえつつ、復元に取り組む者や利害関係者を中心とする地域関係者による丁寧な合意形成が求められる。

また復元は、天然更新を通じて行われることが基本であるため、保護林として指定する地域内に種子の供給源となる天然林がまとまって存在しており、復元を進めて行くべき森林とひとまとまりの保護林として管理することが望ましい。

復元の考え方を導入する保護林の対象としては、世界的な価値を有し、本来の森林生態系としての持続が困難となっている温帯性針葉樹林を最優先とすべきである。木曽ヒノキ等の温帯性針葉樹林は分布が局限されており、世界的な価値を有する一方で、伝統的建築物などの素材として古くから利用されてきた結果、樹種構成などが本来のものから変化していると考えられている。近年の温帯性針葉樹林に対する国民の関心の高まりを背景に、中部森林管理局では、平成25年度から、積極的な人為を加えつつ元の森林生態系に復元する箇所を包含した保護地域の検討を行っている。

なお、復元により蓄積される森林施業の技術は貴重な知見となるため、民

有林における多様な森林づくりにも普及し、地域の振興に寄与することが期待される。

(3) 気候変動など新たな脅威への対応

IPCC（気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）第5次評価報告書によれば、世界平均地上気温は、1880年から2012年までの間に0.85度上昇しており、今世紀末には2.6度から4.8度上昇する可能性が指摘されている。高山帯や亜高山帯などのごく限られた環境に生育する植物については、気候変動のスピードについて行けず、生育地のさらなる縮小や絶滅に向かう可能性が懸念されている。

このため、モニタリング等により保護林の変化を把握した上で、環境を管理することにより存続できると考えられる野生生物については、順応的な管理^{※4}の方法等の検討を行うとともに、生育・生息域を確保するため緑の回廊の設定や民有林との連携等、森林の連続性の確保に一層留意する必要がある。

生育地の縮小等により、存続が難しいと判断される植物については、必要に応じて遺伝資源を人為的に保存することも検討する必要がある。

※4：順応的な管理

モニタリング結果を評価し、継続的に手法を改善していくこと。PDCAサイクルによる管理。

(4) 民有林との連携

野生生物は民有林、国有林の区別なく生育・生息しているため、民有林と国有林が連携し、一体として森林生態系の保全を行うことでより良い対応が可能となるケースがある。一例として、九州森林管理局管内の奄美大島では、国有林が民有林の中に点在しており、国有林の多くが保護林となっていることから、民有林と国有林が連携した森林生態系の保全策を模索している。

このようなケースへの対応として、今後は保護林の管理に民有林と連携する考え方を導入することが望ましい。

具体的には、民有林を考慮した保護林の配置の検討、協定による管理水準の同一化、モニタリングの統一的な実施、共同による人材育成等が考えられる。

また、配置や管理水準に関連して、連たんする民有林の管理水準向上を条件に、分散している国有林を一体のものとして取扱い、合算した国有林の面積を保護林における面積要件の判断基準とする取扱いの導入が望ましい。

2 保護林の管理手法に関する提言

(1) 管理体制の再構築に向けた取組

ア 専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制

現在の保護林制度では、森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合に、保護林ごとに委員会を設置し、専門家の意見を反映することとなっているが、設定後については特段の規定がないこと、他の保護林については、そもそも委員会等の設置を求めていないといった課題がある。また、緑の回廊等を含めて委員会数が多くなり、複雑な検討体制となっている場合や異なる委員会の間で類似の検討を行っている場合がある。

全ての保護林で専門的な知見を活用し、順応的な管理を実践するためには、モニタリング結果を共有し科学的な知見に基づき対応策を検討する場が不可欠である。

このため、森林管理局が保護林の設定及び管理を行うに当たり、複雑化している各種委員会を整理・統合しつつ、すべての保護林を対象に、自然環境に関する専門家や地域関係者による委員会を設置し意見を聞くなど、管理体制を再構築することが望ましい。

イ 國際基準への位置付け

IUCN (国際自然保护連合 : International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) では、管理の目的に応じて保護地域を 6 つのカテゴリーに分類している。

我が国においても、すべての保護林を IUCN カテゴリーのいずれかに分類し、世界保護地域データベース(WDPA : World Database on Protected Areas)に登録することにより、国際基準における保護林の位置付けを明確にすることが望ましい。

現状においては森林生態系保護地域のみ IUCN カテゴリーに分類し WDPA に登録しているが、分類されたカテゴリーは必ずしも個々の森林生態系保護地域の管理の目的に合致しているわけではない。

保護林区分と IUCN カテゴリーを単純に合わせるのではなく、対象とする保護林の管理のあり方を国際基準に照らして位置付けることが重要であることから、森林管理局レベルで、管理の目的や地域社会との関わり方等を踏まえて、一定の基準の下でカテゴリーを決める仕組みとする必要がある。

ウ モニタリング

現在の保護林制度では、大きさや対象が様々な保護林であっても、モニタリング方法は画一的なものとなっている。

モニタリングは順応的な管理には不可欠であり、人為による管理を行う場合には一層重要性を増すことになる。

このため、モニタリングの内容や実施の間隔について、モニタリングを実施する保護林の実態に即した効果的・効率的なものとなるよう見直すとともに、モニタリング結果を共有し、科学的な知見に基づき対応策を検討できる体制を整備することが望ましい。

工 人材育成

復元など保護林における生物多様性を向上させる順応的な管理には、生態学等の知見が求められる。

このため、生物多様性に関する知見を蓄積・活用することができる国有林職員の人材育成を一層行なうことが望ましい。

(2) その他

ア 国民に対する丁寧な説明

温帯性針葉樹林等の復元や草地・湿地の保全等、人為による積極的な管理において保護林内での伐採等が行われ、また、その効果が直ちに発現しないこと等により、国民に理解されず、自然破壊との誤解を招く恐れがある。

このため、人為的な関与の目的、計画、内容等について、科学的な根拠を提示するなど、国民に対する丁寧な説明が重要である。

イ 他省庁との連携

保護林管理のため、他省庁（地方機関）と情報や意見を交換するなど、他省庁との連携を推進することが望ましい。

(参考 1)

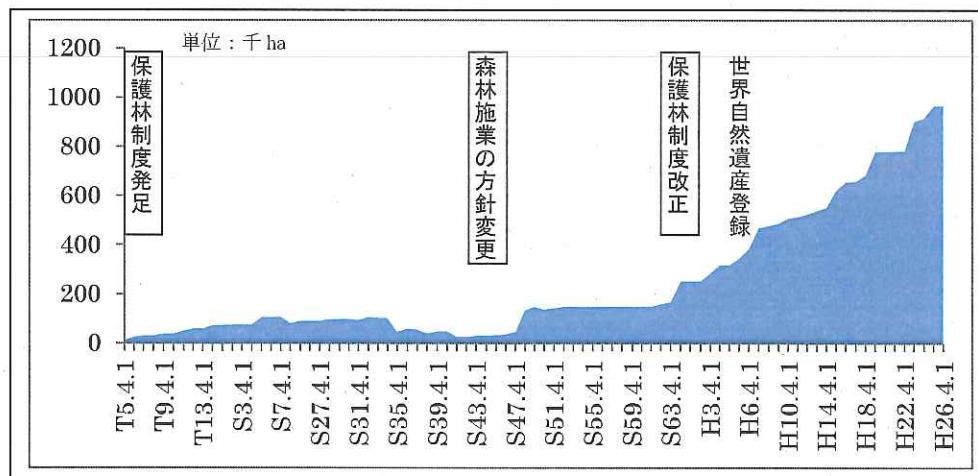
(1) 保護林の歴史

保護林制度は、大正 4 年山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」を根拠として誕生した。同通牒では、原生林やこれに準ずる森林、風致景勝地、鳥獣繁殖地等 8 種類の保護対象森林を定めており、これを踏まえて、①内容が真に優れたもの、②面積は最小限、③高山帯の積極的な指定、④保護林台帳による管理等に留意して保護林の設定が進められた結果、17 年後の昭和 7 年には保護林面積は約 11 万ヘクタールに達した。

その後、昭和 30 年代には約 5 万ヘクタールと半減したが、国民の自然保護に対する関心の高まりを受け、昭和 45 年の「自然保護を考慮した森林施業について」を契機として保護林の積極的な設定に方針転換された。昭和 48 年には、保護林面積は約 13 万ヘクタールとなり昭和 30 年代以前の面積を超えた。

昭和 50 年代に入り、各地で林業と自然保護に関する問題が表面化したため、昭和 62 年に林野庁は「林業と自然保護に関する検討委員会」を発足させ、翌年、森林生態系保護の考え方等を導入すべきとする報告書が取りまとめられた。この報告を受け、平成元年に、森林生態系保護地域の新設等を核とする新たな保護林の区分を取り入れた「保護林の再編・拡充について」が策定された。この通知に基づき、森林生態系保護地域等の大規模な保護林の設定を進めた結果、保護林面積は大幅に増加し、平成 26 年 4 月現在、853箇所、約 97 万ヘクタールの保護林を有するに至った。

平成 11 年には、保護林を核として生態系ネットワークの形成を図る「緑の回廊」が制度化された。



(2) これまでの成果

保護林制度の今後のあり方を検討する前提として、これまでの成果について考察したところ、以下のとおり集約された。

① 先駆的な保護

大正から昭和初期に設定した保護林の多くが、のちに制定された自然公園や天然記念物に設定された。このように、保護林は我が国における保護地域の基礎を構築した。

② 持続的な森林経営への貢献

保護林を設けることで、利用すべき森林と保護すべき森林を明確化し、林業と自然保護が共存した森林の経営を実践することで持続可能な森林経営の確立に貢献した。

③ 世界自然遺産等の保護担保

原生的な森林を厳格に維持してきた結果、世界自然遺産や生物圏保存地域(BR : Biosphere Reserve)への登録が実現した。世界自然遺産における陸域面積の 96%が国有林であり保護林として特別に管理されている。

④ 戦略的な森林生態系等の保護・保存

ア 多様な生態系の保全

我が国の気候区分ごとに代表的な森林生態系を維持し、我が国の森林生態系の骨格を形成している。

イ 希少種保護

希少な野生生物の生育・生息地や、種の北限地、南限地の保護など、小規模であってもきめ細かな保護林を設定することで生物多様性を温存している。

ウ 遺伝子保存

多様な森林生物の遺伝子を生育域内で維持し、将来的な種苗や利用等の可能性を有する森林資源を確保している。

⑤ その他の成果

生物圏保護地域で定義された地帯区分による保全の考え方を森林生態系保護地域の保全に取り入れたため、保護地域におけるコア、バッファーの考え方方が国民に定着した。

森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林の設定、区域の変更、解除を行う場合は、学識経験者や関係地方公共団体の長等により構成する委員会に諮ることとし、科学的検討と地域の住民の視点を踏まえた保護地域の管理手法を導入した。

(参考2)

保護林制度等に関する有識者会議について

構成

おおすみ かつひろ
大住 克博 国立大学法人鳥取大学農学部 教授

たなか ひろし
田中 浩 独立行政法人森林総合研究所 研究コーディネータ

つちや としゆき
土屋 俊幸 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 教授

まつお かずとし
松尾 和俊 全国天然木化粧合板工業協同組合連合会 会長

みやした ただし
宮下 直 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科
教授

よこやま りょういち
横山 隆一 公益財団法人日本自然保護協会 参事

よねだ つよし
米田 健 (座長) 国立大学法人鹿児島大学 名誉教授

(敬称略、50音順)

開催状況

平成 26 年 6 月 17 日 第 1 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・国有林の現状及び諸制度について
- ・保護林制度等の現状と課題について

平成 26 年 8 月 5 日 第 2 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・事例等発表
- ・論点整理

平成 26 年 10 月 14 日 第 3 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・事例等発表
- ・保護林制度についてのこれまでの議論のまとめ
- ・論点整理

平成 26 年 12 月 16 日 第 4 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過

平成 27 年 2 月 10 日 第 5 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・保護林制度等に関する有識者会議報告(案)